

## 指定行政機関の国民の保護に関する計画の変更

**令和6年3月19日の閣議において、厚生労働省及び国土交通省・観光庁の国民保護計画の変更について「異議がない」旨を決定**

- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、全ての指定行政機関が、国民の保護に関する計画を作成し、その後も必要に応じて計画を変更しており、計画の作成及び変更に当たっては、内閣総理大臣への協議が必要とされている（軽微な変更を除く）。
- ・ 今般、厚生労働省、国土交通省及び観光庁から国民保護計画の変更について、内閣総理大臣への協議の申出があったところ、その内容について問題がないことから、「異議がない」旨の閣議決定を行った。変更内容の概要は別紙のとおり。

## 指定行政機関の国民保護計画の変更概要

### 【厚生労働省】

国土交通省へ移管される水道業務に係る事項の削除等

### 【国土交通省・観光庁】

厚生労働省から移管される水道業務に係る事項（水道用水の供給命令、給水制限、平素の備え、被災施設の復旧）の追加